

重要事項説明書



認可保育所
チェリッシュ桜坂保育園

(東急池上線 御嶽山駅より徒歩 4 分)

2025.4/1

重要事項説明書

2025 年 4 月 1 日現在

1、設置事業者

事業所の名称	株式会社チャイルドステージ	
代表者氏名	代表取締役 須藤 義一	
法人の所在地	本 社 連絡先	東京都台東区上野一丁目 17 番 6 号 広小路ビル 3 階
法人の電話番号	TEL03-6806-0197 FAX03-6806-0532	
ホームページ	http://www.child-stage.co.jp/	
定款の目的に定めた事業	認可保育所・東京都認証保育所の運営	

2、事業の目的

事業の目的	現代社会の様々なニーズを的確に捉えた保育事業を通して地域児童福祉の一翼を担い、その社会的責務を果たす。事業の運営に当たっては、保護者の気持ちに寄り添うとともに、入所する子どもの最善の利益に考慮し、その福祉の積極的な増進に最もふさわしい生活の場を豊かに作り上げていく。
運営方針	①安全安心を第一に子ども達が楽しい生活を過ごせる環境を整え、養育の行き届いた保育と人として生きる基本となる教育を目指します。 ②利用者本位の保育サービスに努めます。 ③地域とともに発展することに寄与します。 ④児童福祉法をはじめとする法規、基準を守り、コンプライアンスを遵守します。

3、保育理念・保育方針・保育目標

【保育理念】

子どもの主体としての思いや願いを受け止め、様々な体験の積み重ねを通して自己肯定感を育みます。

丁寧な援助が行き届いた養護と教育のもと、生涯にわたる生きる力の基礎を培います。

利用者本位の保育サービスに努め、地域においては保育を通して地域共生社会の主体としての役割を担います。

【保育方針】

（自尊の心）

認められ、愛され、大事にされ、いつも聞いてもらえるなどの体験を積み重ねることによって自分自身への自信を育てます。

（自立の心）

自己の主体性を形成する環境の中でひとりひとりの個性を尊重します。

（協調の心）

集団生活の中で思いやりの心や責任感を育てます。

（創造の心）

ひとりひとりの可能性と豊かな感性を引き出すよう援助します。

【保育目標】

- 自信が持てる子
- 心身ともに健やかな子
- 自分と友だちを大切にできる子

に育つことを目標とします。

4、保育所の概要

名 称	チェリッシュ桜坂保育園						
所在地	〒145-0073 東京都大田区北嶺町 37 番 29 3・4 階						
認可年月日	2018 年 4 月 1 日						
電話番号	03-6451-7805						
施設長氏名	北村 綾子（きたむら あやこ）						
対象年齢	生後 57 日目から就学時前						
入所定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
	6 名	9 名	9 名	12 名	12 名	12 名	60 名
取扱う保育事業の種類	月極保育、延長保育、障がい児保育、緊急一時保育、地域活動事業						
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を 3 年に 1 回受け、受審結果は、東京都福祉ナビゲーションHPのほか園入り口に掲示し、情報公開します。						

5、施設の概要

構 造	鉄骨造 4 階建 保育所使用部分 3 階
建築面積	581.75 m ²
延床面積	381.47 m ²
施設の内容	乳児室：2 室 保育室・遊戯室：4 室 調理室：1 室 調乳室：1 室 幼児用トイレ：9 個 沐浴スペース：1 室 事務室兼医務室：1 室
設 備	出入口 2 方向・バリアフリー・入出管理システム・防犯カメラ・館内放送システム・防犯通報装置・自動火災報知器・飛散防止・不燃材使用等
そ の 他	屋外遊戯場 約 833.00 m ² (代替場所：区立みゆき児童公園)

6、職員体制（定員 60 名・2025 年 4 月 1 日現在）

職種	常勤	非常勤	職務内容
園長	1 人	人	園運営の総括
副園長	人	人	園長補佐
主任保育士	1 人	人	保育の総括、地域子育て支援、保護者の育児相談
保育士	8 人以上	1 人以上	保育業務
保育従事者	人	2 人	保育業務補助
看護師	1 人	人	保育業務、健康管理業務
栄養士	1 人	人	栄養管理、給食衛生管理、献立作成、給食調理
調理従事者	1 人以上	人	給食調理
嘱託医	人	1 人	園児の健康管理、健康診断
嘱託歯科医	人	1 人	園児の健康管理、歯科検診、

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

7、開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月～土曜日	7 時 30 分～19 時 30 分
保育時間	保育標準時間	7 時 30 分～18 時 30 分
	保育短時間	9 時 00 分～17 時 00 分
延長保育	保育標準時間	18 時 31 分～19 時 30 分
	保育短時間	朝 7 時 30 分～9 時 00 分
		夕 17 時 01 分～19 時 30 分
閉所日		日曜日・祝祭日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

8、利用料等

月額保育料	利用する子どもが居住する市区町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	親子遠足等の際、入場料等保護者に要する経費	1 回あたり	場所等により変動
	シーツ代（購入希望者のみ）	1 枚当たり	1,600 円＋税
業者と直接契約	定額制紙おむつ代(希望者のみ)	月額	2,280 円＋税

延長保育料

標準認定

- (1) 月額延長保育料は 30 分 5,000 円、1 時間 10,000 円をお支払いいただきます。
- (2) スポット延長保育料（18：30 以降）は 400 円/30 分となります。
- (3) 月極延長保育料には補食代が含まれています。
- (4) 開所時間外の延長につきましては、延長料金の他に別途特別料金(1,500 円/1 回)が発生します。

短時間認定

- (1) スポット延長保育料（7：30～9：00、17：01～19：30）は 400 円／30 分となります。
- (2) スポット延長保育料（18：31 以降）は補食代が含まれています。

※延長料金等のお支払方法

毎月 5 日までに請求書を発行いたします。（前月末日締め）

翌月 20 日までに口座振替にて徴収させていただきます。

副食費の徴収

2019 年 10 月より『子どもの教育・保育の無償化』が実施されました。無償化に伴い、3～5 歳児の給食に対して、一律 4,500 円の副食費は原則保護者負担となりました。

ただし、大田区独自で負担（私立保育所等に相当額を補助）するため、保護者徴収は行いません。大田区在住の利用者以外は、保護者負担となる場合がございます。

- (1) 毎月 5 日までに請求書を発行いたします。（前月末日締め）
翌月 20 日までに口座振替にて徴収させていただきます。
- (2) 日割り計算及び返金はできません。ただし、前日までに（副食費免除申請書）申請があった場合翌月は徴収いたしません。
- (3) アレルギーなどの理由により除去食があっても金額は一律となります。

9. 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用する子どもの最善の利益を考慮し、子どもの心身の状況等に応じて、特定保育・教育を提供します。

(1) 給食等について

昼食 おやつ	当園では当社栄養士が考えたサイクル献立を取り入れております。 保護者の方へは、前月末までに翌月の献立表を連絡帳アプリで配信します。(希望者には書面でお渡しします)
アレルギー 等への対応	食物アレルギーについては、医師の診断・指示に基づき、除去・代替が可能な食品については除去・代替を行います。園での除去・代替が困難な場合については、代替食持参をお願いします。ご相談の上、対応を検討・決定いたします。宗教食についても除去・代替で対応致します。 *生活管理指導表等、別途書類が必要となります。
衛生管理等	栄養士・調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。
留意点	給食・おやつの置き置きは衛生上できませんのでご了承ください。

(2) 体育について

幼児クラス(3～5歳児)を対象に、体育講師によるプログラムを取り入れ、自分の身体を守る危機回避能力、及び基礎体力の向上を図ります。

(3) 英語について

楽しいゲームをオールイングリッシュで行うなど、対話的で能動的なプログラムとなっており、自分と違う人種・人格との出会い、その人を受け止めることや、英語という日常と違う言語に触れて、自己を表現する一つの道具としていくことを目的としています。

10. 年間行事予定（保護者参加）

4 月	入園式
5 月	親子交流会
9 月	引き渡し訓練
10 月	運動会
1 月	生活発表会
3 月	卒園式

※行事は気候や会場の影響で、一部変更になる事もございます。予めご承知おきください。

(2) その他の行事

◆ 毎月行う行事

避難消火訓練、お誕生日会

◆ その他

保護者会（年 2 回）、保育参観（年 1 回）、個人面談（年 1 回以上）

不審者訓練・水害訓練（年 1 回）、引き渡し訓練（年 1 回）

11. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の決定	区が行う利用調整による
退園理由	・ 2 号・3 号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。) ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 区が登園の利用継続が不可能であると認めたとき ・ その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき

利用にあたっての留意点

保育停止（休園）について

- ① 保育停止をする場合は、停止したい月の前月末日までに届け出て下さい。
- ② 大田区への必要書類提出をお願い致します。
- ③ 保育停止期間は年度内最大 2 ヶ月間を限度とします（傷病などの理由）。不登園の日より 3 ヶ月通園しない場合は退園となりますので、所定の手続きをお願いします。

12. 嘱託医

医療機関の名称	今井医院
医院長名	今井 武治
所在地	〒145-0073 東京都大田区北嶺町 30-13
電話番号	03-6421-8081

13. 嘱託歯科医

医療機関の名称	窪田歯科医院
医院長名	窪田 豊
所在地	〒145-0073 東京都大田区北嶺町 37-23
電話番号	03-3720-8418

14. 緊急時における対応

保育中に容体の変化等があった場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

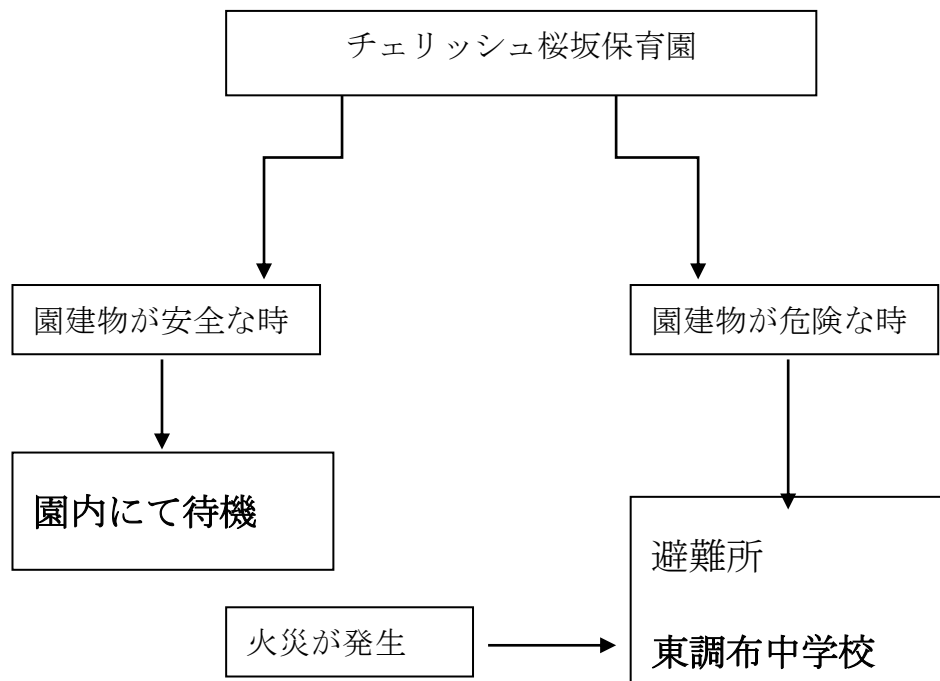
保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

救急隊	管轄消防署名	田園調布消防署
	所在地 電 話	〒145-0067 大田区雪谷大塚町 13-22 03-3727-0119
警察署	管轄警察署名	田園調布警察署
	所在地 電 話	〒145-0071 大田区田園調布 1-1-8 03-3722-0110

15. 非常災害対策

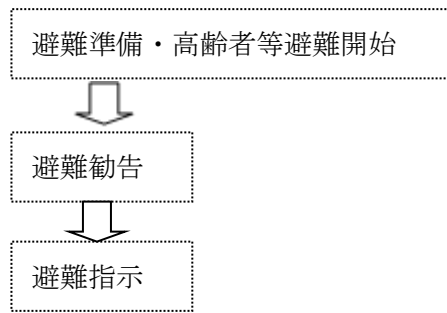
消防計画作成 (変更) 届出書	令和7年 1月 9日届出 防火管理者 氏名 北村 綾子			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難消火訓練（月1回）を実施します。			
防災設備	自動火災報知器・誘導灯・手動泡消火器			
災害発生時の 安否情報	災害時において、安否情報を以下の方法でお知らせいたします。 ① ラインネットにて情報発信(園より) 確認ボタンで返信(保護者) ② ダイヤル171			
避難場所	第一避難場所	東調布中学校	広域避難場所	多摩川河川敷 ガス橋一帯
水害発生時	園内にて待機 「洪水時の避難確保計画」に基づき避難			

【地震発生時】震度5弱以上



【水害の恐れがある時】

◆発令される避難情報



高齢者・障がい者・乳幼児等避難に時間を要する人（保育園児とその支援者）は避難を開始

速やかに避難場所へ避難

避難していない人は、緊急に避難場所へ避難

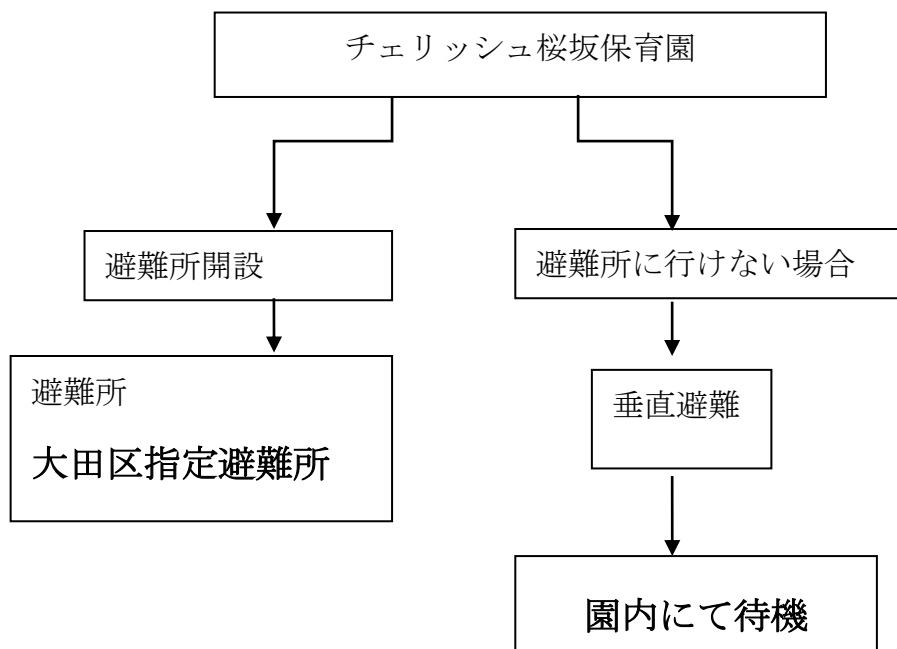
※外出することがかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や保育所内のより安全な場所に避難

開園前に避難情報が発令されている場合⇒《行政の指示下において、休園となることがあります》コドモン及びラインネットにて連絡します。

開園後に避難情報が発令された場合⇒《速やかなお迎えをお願いします》

就労でやむを得ず保育が必要なお子さんはお迎えまで避難先にて緊急保育を行います。園に連絡してください。

【避難情報発令時】



16. 運営委員会について

保護者代表、外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）及び、事業者代表、施設長、実務を担当する職員が、運営に関わる意見を述べる委員会を年2回開催します。

（委員）

- ・保護者代表（各クラスより1名以上）
- ・外部委員
【流通経済大学 共創社会学部 大学院 社会学研究科 社会学科教授 佐藤純子】
- ・施設長
- ・設置者代表【株式会社チャイルドステージ代表取締役 須藤義一】

17. 相談・要望・苦情窓口

当保育園では、利用者からの相談・苦情に適切に対応する体制を整えております。保育園に対するご相談・改善要望がありましたら遠慮なく園にご相談ください。保育園利用者からの申し出を契機に問題の早期発見、早期解決を図ります。

（1）保育園

相談・苦情受付	北村 綾子（施設長）
相談・苦情解決責任者	須藤 義一（当社代表取締役）
連絡先	チェリッシュ桜坂保育園 電話番号 03-6451-7805
本部連絡先	株式会社チャイルドステージ 電話番号 03-6806-0197

（2）第三者委員

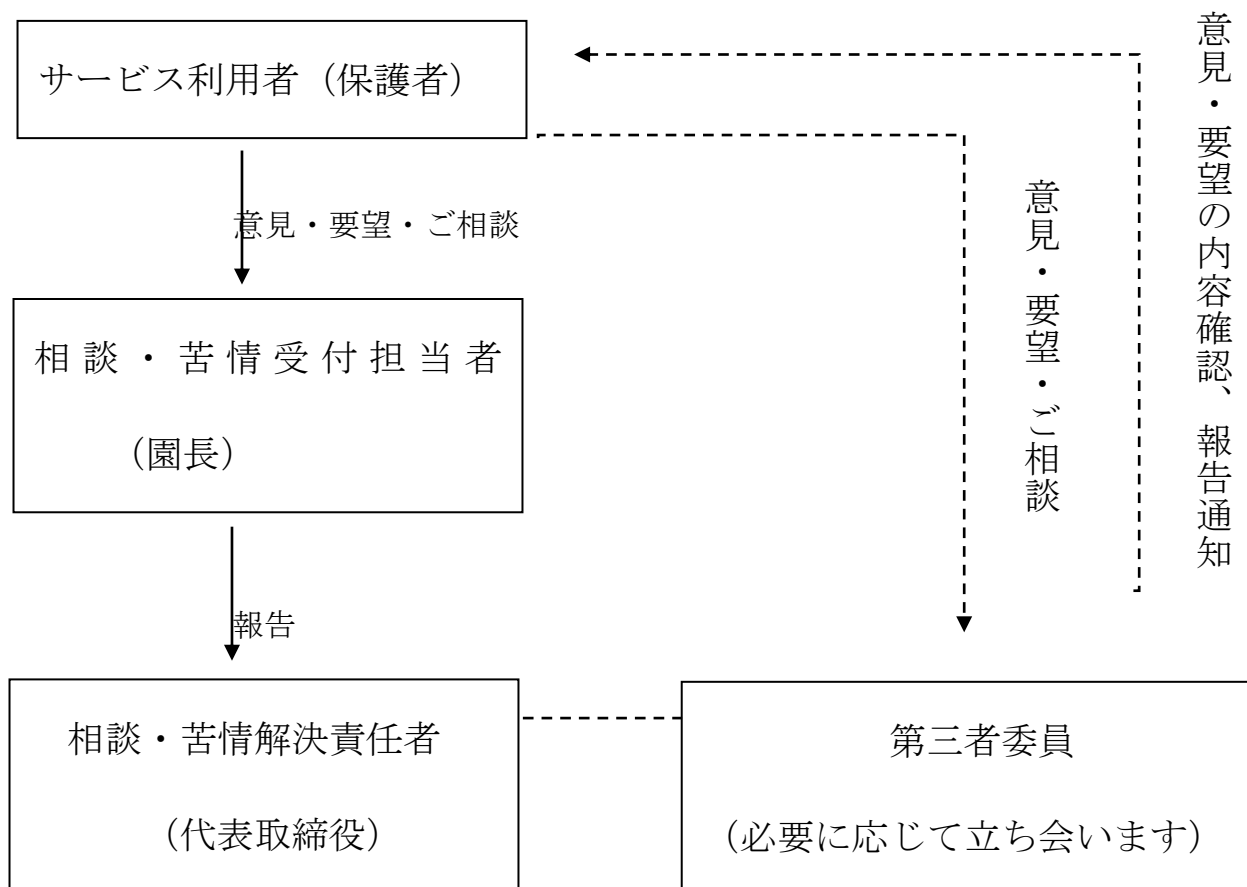
氏名	吉田 美穂子（弁護士）
連絡先	電話番号 080-6574-3156

その他相談窓口

区市町村担当部課名 大田区保育サービス課	
所在地 大田区蒲田 5 丁目 13-14	電話番号 03-5744-1280

苦情解決の流れ

相談・苦情受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合（いずれも口頭または文書）の二通りがあります。



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告致します。

17. 賠償責任保険の加入状況

当園では万一の事故も起こさぬよう万全の体制を整えておりますが、不幸にも事故が発生してしまった場合、十分な補償を受けていただけるよう以下の保険に加入しています。

- (1) **施設・昇降機賠償事故補償**・・・保育中に万一お子さまがケガをしたしまった場合、治療に専念していただくために加入しています。治療費のほか、交通費・慰謝料などが支払われます。

対人・対物共通てん補限度額：1 事故 1 0 億円／1 名 1 0 億

- (2) **生産物賠償事故補償**・・・園の給食・おやつが原因で、万一食中毒などが発生した場合、治療に専念していただくために加入しています。治療費のほか、交通費・慰謝料などが支払われます。

対人賠償てん補限度額：1 事故 1 0 億円／1 名 1 0 億円

- (3) 園児の為の障害事故補償・・・園児の為の障害事故補償…保育所管轄管理下における急激かつ偶然な外来の事故による怪我を保証します。(保育所の責任の有無を問いません) また、通園・帰宅途上や保育所の敷地外及びその往復途上で被った事故についても保証します。

1. 死亡・後遺障害：100万円
2. 入院日額：1,500円
3. 通院日額：1,000円

18. 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報とは

氏名・生年月日・その他の記述により特定の個人を識別することができるものです。

(2) 個人情報の収集

個人の情報を収集する際には、利用目的を明確にしたうえで、目的達成のため必要最小限の範囲内で収集を行います。

(3) 個人情報の管理

個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努めます。また漏えいがないよう適切な措置をとります。個人情報を保有する必要がなくなったら、速やかに消去・廃棄します。

(4) 情報の開示請求

自己情報の開示請求をすることができます。開示請求を受けたときは、開示または不開示の決定の通知を原則書面により行います。

(5) 情報の提供

法令の規定に基づくとき、個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるときは、第三者（国の機関・地方公共団体等）に情報提供をすることがあります。

(6) その他

保育園活動の写真や動画などを、外部への提供やインターネット（ブログやSNSなどのサイト）に投稿をされないようお願い致します。

19、虐待の防止のための措置

虐待が疑われる場合は、市区町村、関係機関へ速やかに通告いたします。また、利用児童の人権の擁護、虐待の防止等のために、職員の知識、技能向上のための研修を行い、保護者への支援体制を構築し、各機関との連携を図ります。

この重要事項説明書は 2025 年 4 月 1 日より施行する。